

第二次豊島区環境基本計画 策定の趣旨と進め方

1 策定の背景

豊島区環境基本計画は、豊島区環境基本条例第 9 条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、以下の事項を定めるものです。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 上記のほか、環境の保全に関する重要事項

現行の豊島区環境基本計画（2014（平成 26）年 3 月に中間見直し）（以下、「現行計画」という。）は、2018（平成 30）年度までの期間を対象とした計画となっています。

2019 年度からの第二次豊島区環境基本計画（以下、「新計画」という。）は、現行計画の策定以降に新たに策定された区の基本計画との整合を図るとともに、国内外の環境をとりまく情勢の変化などに対応した計画とする必要があります。

このような背景を踏まえ、計画の策定に必要な調査・検討を実施したうえで、計画の目標や取組を全面改訂し、2019 年度からの新計画を策定するものです。

豊島区環境基本計画に関わる主な動向

豊島区の動向

「豊島区基本計画 2016-2025」が策定され、まちづくりの方向性として、新たな都市像「国際アート・カルチャー都市」が掲げられました。

また、消滅可能性都市から持続発展都市に向けた戦略として掲げた「女性にやさしいまちづくり」を引き続き推進し、多様なライフスタイルを尊重し、女性や子ども、年配者、外国人などすべての人が住みやすく、働きやすい、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指すこととしています。

これらの背景を踏まえ、環境面においては、新たな都市像の実現やまちづくりの推進に資する環境施策が求められます。

国際的な動向

2016（平成 28）年から 2030 年までの国際目標として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が、2015（平成 27）年の国連総会で採択されました。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

また、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効しました。日本を含むすべての条約加盟国が、独自の目標達成に向けて、温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

国・東京都の動向

国の「第五次環境基本計画」の策定に向けた中間取りまとめが 2017（平成 29）年 8 月に公表されました。中間取りまとめでは、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための重点戦略が掲げられ、経済社会システム、ライフスタイル、技術の「イノベーションを創出」とともに、環境政策を通じて、経済・社会的課題を「同時解決」という方向性が示されています。

また、国の「地球温暖化対策計画」及び、東京都の「東京都環境基本計画 2016」が 2016（平成 28）年に策定され、それぞれにおいて新たな温室効果ガス排出削減目標が掲げられました。

これらの計画と整合を図り、国や都と連携を取りながら環境保全対策を推進することが必要です。

豊島区環境基本計画策定以降の主な動向

年	～平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)～	
世界			IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価統合報告書の公表		持続可能な開発目標（SDGs）（H28～H43）			
					パリ協定（H27採択、H28発効）			
日本	第四次環境基本計画（H24～H29）						第五次	
				中央環境審議会意見具申				
						地球温暖化対策計画（H28～H42）		
				エネルギー基本計画（第四次）（H26策定）				
				長期エネルギー需給見通し（H27策定）				
						エネルギー革新戦略（H28策定）		
				水素・燃料電池戦略ロードマップ（H26策定、H28改定）				
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度（H24開始）							
						電力小売の全面自由化		
						都市ガス小売の全面自由化		
				建築物省エネ法（H28施行）				
				気候変動の影響への適応計画（H27～H36）				
				第三次循環型社会形成推進基本計画（H25～H29）		第四次		
						フロン排出抑制法（H28施行）		
				生物多様性国家戦略 2012-2020				
	東京都	2020年の東京計画（H23～H32）						
					東京都長期ビジョン（H27策定）			
			水素社会の実現に向けた東京戦略会議		水素社会の実現に向けた東京推進会議		都民ファーストでつくる『新しい東京』（H29～32）	
					東京都環境基本計画 2016（H28策定）			
豊島区	(豊島区基本構想 H15 策定)			豊島区基本構想（H27 改定）				
	(前計画 2011-2015)			豊島区基本計画 2016-2025（H28 策定）				
	(前期 2009-2013)			豊島区環境基本計画 2014-2018（H26 見直し）				
						豊島区役所地球温暖化対策実行計画（H29～H35）		
						豊島区景観計画（H28 策定）		
						豊島区都市づくりビジョン（H27～H47）		
						豊島区一般廃棄物処理基本計画（H26～H40）		
						豊島区住宅マスタープラン（H26～H30）		
					豊島区みどりの基本計画（H28～H32）			

2 策定作業の進め方

(1) 策定作業における留意事項

新計画の策定においては、以下の事項に留意します。

- | | |
|---------------|---|
| 留意事項 1 | 「豊島区基本計画 2016-2025」に掲げる都市像「国際アート・カルチャー都市」の実現に環境面から寄与します。 |
| 留意事項 2 | 国の「第五次環境基本計画」、「地球温暖化対策計画」や「東京都環境基本計画」等、国や都の新たな計画と整合を図ります。 |
| 留意事項 3 | 国内外の社会的動向や技術的動向の変化を踏まえ、時勢に見合った計画とします。 |
| 留意事項 4 | 区民にとっての読みやすさ、わかりやすさを重視します。 |
| 留意事項 5 | 計画の進行管理手法を明確化します。 |

(2) 策定作業の手順

新計画を策定するにあたり、2017（平成 29）年度は、現行計画の成果指標や取組内容等に関する進捗状況の把握、社会情勢の動向、環境に関する区民の意識等に関する基礎調査を行い、新計画策定に向けた課題の抽出・整理等を行います。また、抽出した課題をもとに、目指すべき環境都市像の検討を行います。

2018（平成 30）年度は、計画の体系、施策、事業や、温室効果ガス排出削減目標ほか、新計画の構成要素について検討を行います。また、環境審議会にて骨子及び素案の審議を行い、パブリックコメントで区民の意見を聴取した上で、新計画を策定します。

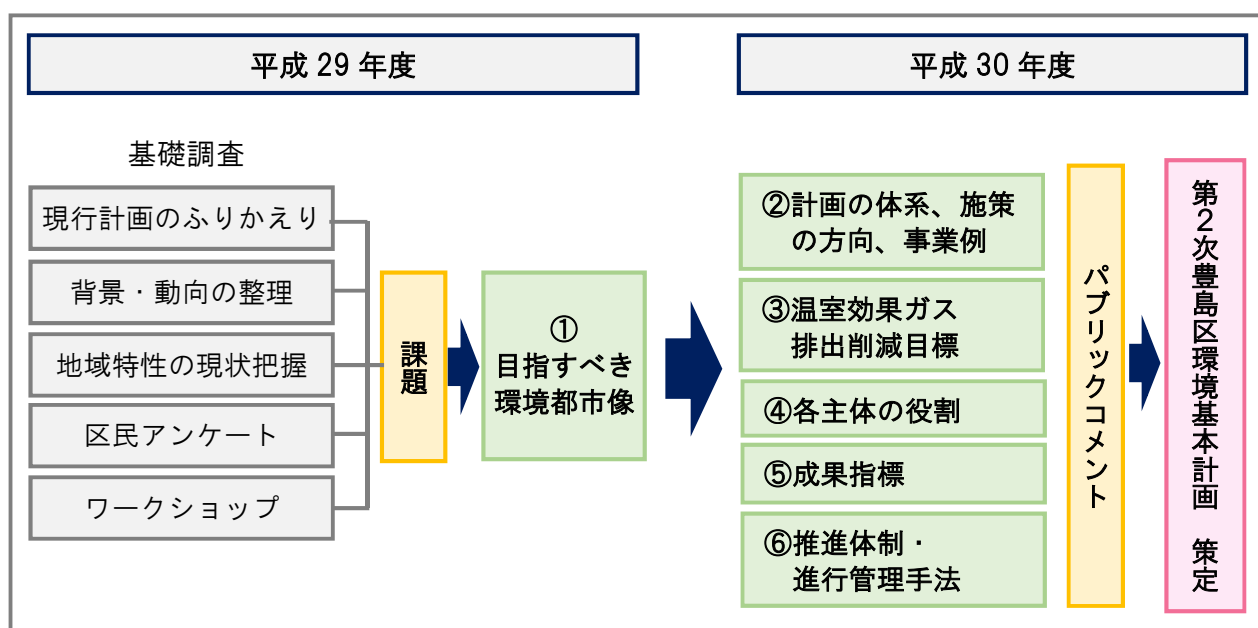


図 1 第2次豊島区環境基本計画策定の流れ

3 新計画の基本的な枠組み

(1) 計画の基本的事項

① 計画の位置づけ

- 豊島区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、豊島区基本構想、豊島区基本計画を環境面で支えるものです。
- 地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を包含します。

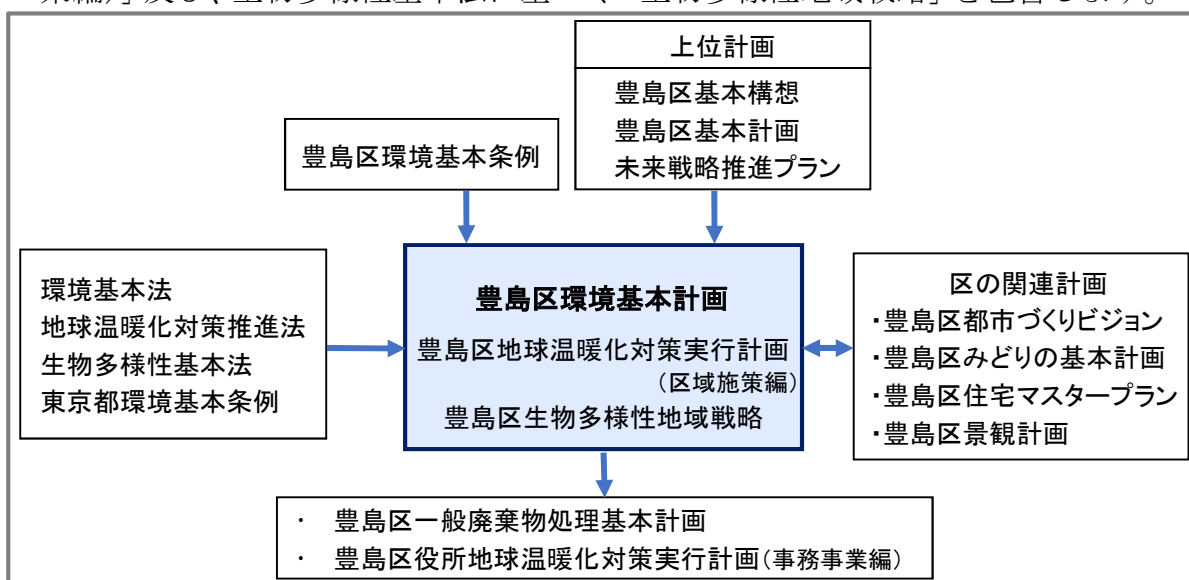


図 2 豊島区環境基本計画の位置付け

② 計画期間

- 新計画の期間は、**2019 年度から 2030 年度（案）**とします。
なお、計画期間の中間年を目途に、時勢の変化等を踏まえて計画の見直しを行うこととします。

③ 計画の対象範囲

- 豊島区環境基本条例第 4 条に示される範囲を基本として、次のように設定します。

- 地球温暖化の防止
- 生物多様性の保全
- 廃棄物・リサイクル対策
- 公害対策・環境美化
- 環境教育・環境学習

④ 計画の推進主体

○区民・事業者・区などがそれぞれの取組を通じ、互いに連携を図りながら目標達成を目指すものとします。

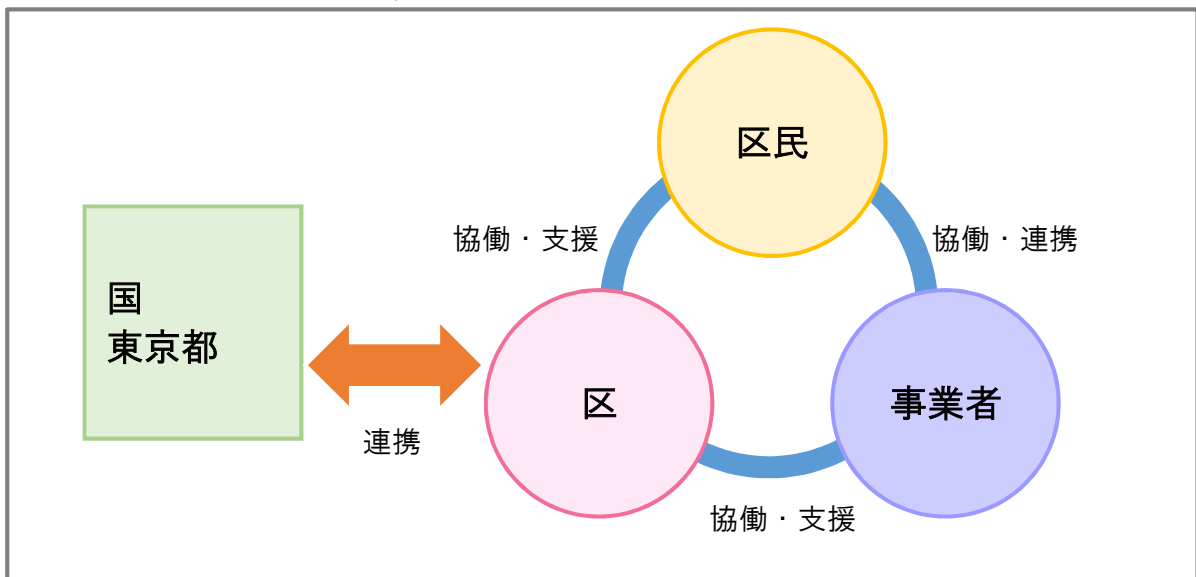


図 3 各主体の役割

4 策定の体制とスケジュール

(1) 策定の体制

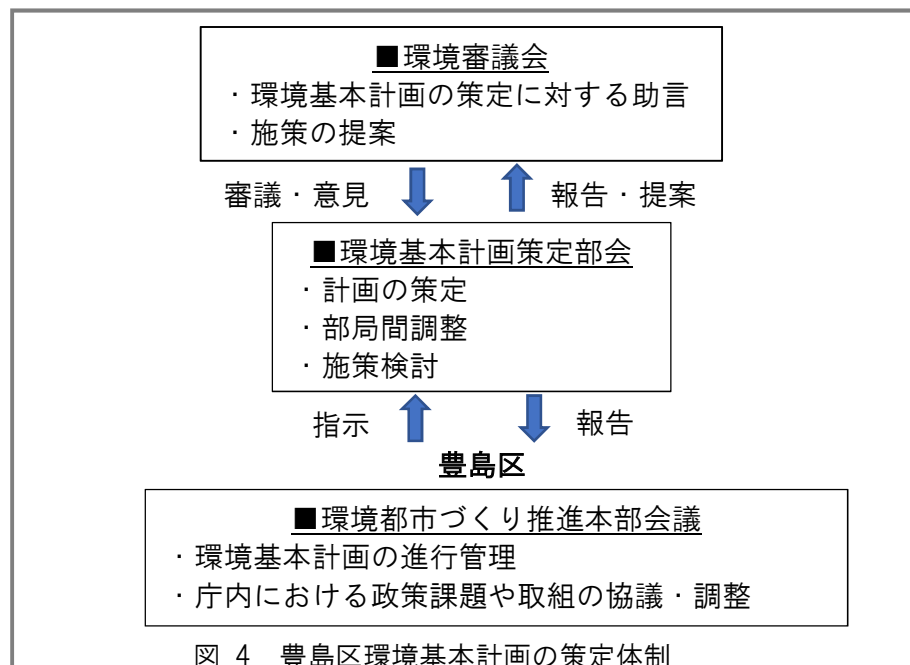


図 4 豊島区環境基本計画の策定体制

(2) 策定のスケジュール

・別紙参照。